

環境と経済の調和と好循環による低炭素社会の実現をめざして

川崎市 地球温暖化対策推進実施計画

—CCかわさき推進プラン—

第2期間(2014年度～2016年度)



川崎市

はじめに

地球温暖化は、気温上昇や大規模な台風やハリケーン、干ばつなどの異常気象を引き起こし、自然界や生態系に多大な影響をもたらす世界全体で取り組まなければならない喫緊の問題であり、持続可能な社会を構築していくためには、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出を削減し、なおかつ経済を向上させる成長戦略が必要である。

本市では、地球温暖化対策を進めるにあたって、2008年に持続可能な社会を地球規模で実現するために、地球温暖化対策の取組の基本的な方針となる「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を公表し、このCCかわさきの理念の具体化と施策の体系化を図るため、2009年12月に川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下「地球温暖化対策推進条例」という。）を制定、2010年度には地球温暖化対策推進条例に基づき、「川崎市地球温暖化対策推進計画（CCかわさき推進プラン）」を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策の推進を図ってきた。

しかしながら、東日本大震災以降、我が国の地球温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況は大きく変化し、地球温暖化対策の一層の推進に加え、エネルギーの安定供給の確保等が求められている。こうした中、本市においても、従前からの地球温暖化対策推進計画に位置づけられた「再生可能エネルギーの普及」だけではなく、再生可能エネルギーの普及をはじめとする「創エネルギー（創エネ）」、効率的なエネルギー利用を推進する「省エネルギー（省エネ）」、エネルギー利用の平準化を図る「蓄エネルギー（蓄エネ）」を組み合わせ合わせた総合的な取組として推進し、災害に強い低炭素社会の実現がますます求められている。

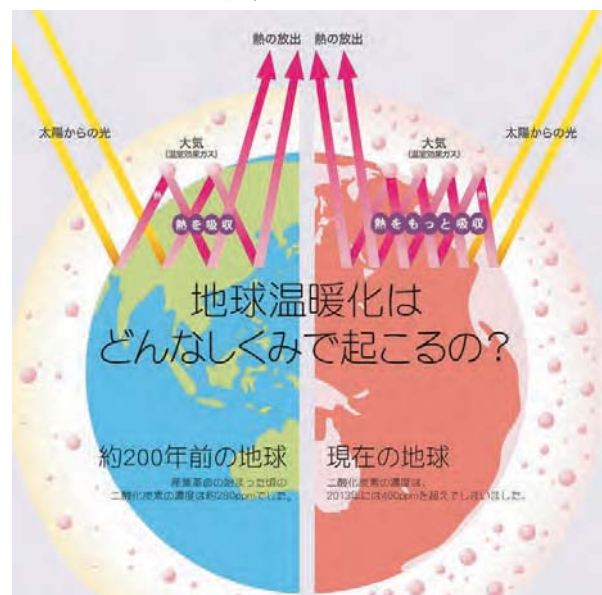
この「川崎市地球温暖化対策推進実施計画（以下「実施計画」という。）第2期間」は、こうした状況変化に即した実効性のある計画として実施計画第1期間の計画期間の終了を受け、後継計画として策定するものである。

■地球温暖化とは

現在、地球の平均気温は約14℃である。これは大気中の二酸化炭素などの熱を吸収する性質をもつ「温室効果ガス」のはたらきによるものであり、温室効果ガスが存在しなければ、地表面から放射された熱は地球の大気を素通りして、地球の平均気温は-19℃になるといわれている。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、熱の吸収が増えた結果、地球全体の気温が上昇し始めている。

地球温暖化のメカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

目次

第1章 川崎市地球温暖化対策推進計画（CCかわさき推進プラン）基本的事項	1
1 川崎市地球温暖化対策推進計画の概要	1
2 実施計画の基本的事項	2
（1）計画策定の目的	2
（2）計画の対象	2
（3）計画の期間	2
（4）対象とする温室効果ガス	3
（5）対象とする事務事業	3
3 事務事業と重点プロジェクトの構成	6
（1）重点プロジェクトと施策課題ごとの事務事業	6
（2）重点プロジェクトの考え方	6
第2章 本市を取り巻く社会環境の変化と本市の現状	7
1 地球温暖化対策に係る国内外の動向	7
（1）国際動向	7
（2）国内動向	8
2 本市を取り巻く現状	9
（1）人口・世帯の推移	9
（2）産業構造の変化	10
（3）業務用施設延床面積の推移	11
（4）自動車保有台数の推移	11
（5）一般廃棄物の現状	12
3 温室効果ガス排出量の状況	13
（1）温室効果ガス排出量の状況	13
（2）二酸化炭素排出量の状況	13
（3）域外貢献量の状況	15
第3章 実施計画第1期間の取組結果	16
1 重点プロジェクトの取組結果	16
（1）低炭素都市推進プロジェクト	16
（2）地域行動推進プロジェクト	17
（3）国際貢献推進プロジェクト	18
（4）市の率先行動推進プロジェクト	19
第4章 実施計画第2期間の基本的な考え方	20
1 実施計画第2期間の方向性	20
（1）実施計画第1期間の継承	20
（2）社会経済環境の変化に対応した取組の推進	20
（3）本市の強みを活かした取組の推進	21
2 今後の社会経済環境の変化に対する対応への考え方	22

第5章 重点プロジェクト	23
1 低炭素都市推進プロジェクト	23
2 地域行動推進プロジェクト	26
3 国際貢献推進プロジェクト	29
4 市の率先行動推進プロジェクト	32
第6章 施策課題ごとの事務事業	35
I 事業活動における温室効果ガス排出量の削減の推進	35
II 市民生活における温室効果ガス排出量の削減の推進	40
III 再生可能エネルギー源等の利用	45
IV 低炭素都市づくりの推進	49
V 循環型社会の形成の推進	52
VI 交通における地球温暖化対策の推進	57
VII 地球環境に係る環境教育・環境学習の推進	64
VIII 緑の保全及び緑化の推進	68
IX ヒートアイランド対策の推進	75
X 環境技術による国際貢献の推進	79
XI 環境技術の研究開発等の推進	83
XII 市役所の率先取組の推進	86
第7章 進行管理	93
参考（施策体系図）	95